

滋賀県社会福祉審議会
第3回ユニバーサルデザイン推進検討
第2専門分科会概要

- 1 開催日時 令和2年10月22日(木)14時00分～16時00分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階 会議室3、4
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)9名
太田千恵子、尾上浩二、佐藤祐子、関根千佳、野村義明、松本正志、三星昭宏、
山野勝美、頼尊恒信
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略)1名
山本勝義
- 5 事務局
健康福祉政策課：奥田課長、浅岡課長補佐、冨田副主幹、安達主査、畑主任主事、
西村主事
- 6 進行
 - (1) ユニバーサルデザイン行動指針改定骨子素案について
 - (2) ユニバーサルデザインに行動指針改定にあたっての論点
- 7 概要

(司会)

皆様、本日は大変お忙しいところ社会福祉審議会ユニバーサルデザイン推進検討第2専門分科会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたのでただいまから開催いたします。私、本日司会を務めさせていただきます滋賀県健康福祉政策課の浅岡でございます。よろしく願いいたします。それでは、開会にあたりまして健康福祉政策課長の奥田よりご挨拶を申し上げます。

(健康福祉政策課長)

健康福祉政策課長の奥田でございます。本日は第3回ということで第2専門分科会を開催させていただきましたところ皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき大変ありがとうございます。2月に審議会に諮問という形をさせていただきまして、しばらくコロナウイルス感染症の関係で開催を見送らせていただきました。久しぶりの会議ということで先だっの第1でも皆様にお集まりいただいたこと大変嬉しく思っております。

また平素は本県の健康福祉行政に対しましてご理解とご協力をいただいておりますことについても厚くお礼を申し上げます。この第2専門分科会ですがユニバーサルデザインのまちづくり、主にハード面での検討をしていただいているところでございます。

本日はユニバーサルデザイン行動指針改定版の骨子素案を事務局として一定整理をさせてい

ただき、お示しをいたしております。新しい行動指針が誰もが住みたくなる滋賀の実現につながるものとなりますよう委員の皆様方には限られた時間ではございますが、豊富な経験、深いご見識をもとに忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っております。簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日の会議につきまして、委員10名9名のご出席をいただいておりますので会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日の会議では委員の皆様にはコミュニケーションへの配慮が必要であることから手話通訳2名にご出席いただいております。会議の進行にあたりまして皆様には発言の前に挙手をいただいて、マイクがお手元に来てからお名前を名乗っていただいたうえでできるだけゆっくりとご発言いただければと思っております。また、質疑応答の際にいくつかの資料をいったりきたりすることもありますので、質問をいただくにあたりましては資料をめくる時間をとっていただいて、皆様がページを確認いただいてからご発言いただければと考えております。

まず、会場の説明をさせていただきます。机の並びとしましては楕円形の配置をしております。先頭の部分には専門分科会長にお座りいただいております。現在傍聴の方、記者の方はいらっしゃいません。事務局の職員につきましては健康福祉政策課の職員が5名、その他関係所属の職員の出席につきましては、障害福祉課、国スポ・障スポ大会課、交通戦略課、住宅課、教育総務課、道路整備課の職員の出席をさせていただきます。

それでは、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと思います。

<委員自己紹介>

(司会)

まず、資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

(司会)

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。進行につきましては会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(専門分科会長)

進行させていただきます。それでは一言あいさつということで、前回けがをなさっていた委員の方を皆さん心配されていたのですが、元気なお姿が見れて、上半身は元気そのもの

であっても、障害とはそういうもので大変な思いをされたと思います。あとでお時間があれば自らの経験というものはとても大事なので皆さんにご披露いただければいいかと思えます。

それから毎日のようにズームばかりだと鬱々してくる。やはり web での会議は人間と人間のコミュニケーションではない。事務連絡にはとてもいいのですが、顔と顔がリアルで見ないとコミュニケーションにならない。最近ようやくリアルの会議が増えてきて喜ばしい。ただ前のめりになって、クラスターにならないように、事務局注意していただいています。我々も頑張ってください。

もう一点、先日関西交通経済研究センターというところで、勉強会のコーディネーターを私がやっているのですが、今回の勉強会は難病をテーマにやりました。そこで、難病3人の方にお話しただいて、一人は一型糖尿もその中に入っていたのですが、参加者120人くらいの定員が即座に埋まりまして、関西の鉄道事業者、バス事業者全部来ます。なかなかそういう会議はないので、私は重視している。終わった感想としては話には聞いていたが、直接本人から聞くところも大変だとは知らなかった。本当に難病関係の方はお一人お一人、痛みの症状が違いますので直接聞くということが大事です。最近障害団体で、モットーのようにおっしゃるのが、私たちのいないところで決めないでくださいということをよく言われますが、本当に一人ひとり聞く必要があるなということを感じました。

それではさっそく議事に入っていきたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

<資料1、2、3の説明>

(専門分科会長)

続いて、参考資料についてのご説明をお願いします。

(委員)

参考資料1は前回のこの会議でアメリカでの好事例ということで紹介をさせていただいたもの、それについて追加資料ということで出させていただきました。

アメリカでは1973年にリハビリテーション法という法律の504条項が成立しました。その後86年に508条項が成立をしました。これらが非常に画期的な内容になっていた。さらにそれらがひな型となって、1990年、ADAといわれる差別禁止法につながっていったといわれています。504条項というのは連邦政府、連邦政府から資金提供を受ける機関、あるいはそういうところでの障害を理由とした差別を禁止するものです。この規定によって連邦政府はもとより公共交通機関、あるいは大学や病院など、多くの機関で障害を理由に拒否をしたりしてはならない。そういう風に広まっていった。

あと1978年には、全米障害者評議会(NCD)という評議会が設立されたが、いろんな障害種別の障害者が委員をして、過半数が障害者委員で、ここでいろんな政策の評価や見直し

をするものであります。前回のこの会議でも「私たちのことをわたしたち抜きに決めないで」ということをどう生かしていくかということが論点でありましたが、こういった組織がアメリカの連邦レベルでなっているのと、加えて各州や私が視察したところでは市レベルでも、日本でいえば全国都道府県や市町村レベルでも同じような障害者過半数の組織があって、新しく作られる建物をチェックしています。

(委員)

504 条ができた後に、508 条が 1986 年にできました。行政の方からすると 508 条というのは大変に影響の大きかった法律です。

連邦政府や公的機関だけではなく、州政府などから 1 円でもお金を受け取っている研究機関や大学、交通業者等も、購入する ICT（携帯電話、電話、FAX、コピー機、コンピューター等を含む）は、ハード・ソフト、Web、イントラネットのすべてを、アクセシブルでなければ買ってはいけない、作ってはならないというルールです。

もしアクセシブルでないものを購入した場合、その調達担当者が提訴・処罰されるという非常に厳しい法律です。1986 年にできた時には強制法規ではなかったので罰則がなかったのですが、これでは生ぬるいということで 1998 年に罰則規定ができ、全米の行政機関や IT 事業者にかかわる大前提になっていきました。

米国連邦政府というのは世界最大の ICT 調達者です。世界で最もたくさんの ICT を買うのです。コピー機も FAX も、電話もアプリも、多くのものを購入するので、メーカーとしてはここが買ってくれないと自分たちは生きていけないのです。IBM もマイクロソフトもアップルもグーグルも、米国のあらゆる IT 企業はアクセシブルなもの以外作らないというルールになりました。今ではこの 508 条は、購入するための調達基準としても強力ですが、メーカー側、作る側の基準も同じものとなり、企業としてどうすれば UD を前提に作るができるかという基本ルールになっています。

この内容は 504 条と同様に、その後の ADA(障害を持つアメリカ人法)や国連の障害者権利条約にも影響を与えました。また EU では 2018 年にヨーロッパアクセシビリティ法(EAA)という法律ができて、EU 加盟国は 508 条と同じものを数年以内に作らなくてはならないというルールになりました。これによって政府系のところに一個でも納入しようと思っているハード・ソフト、ウェブサイトの制作者は、アクセシブルなものを前提にするというルールになったのです。

今、日本でもデジタル庁の中では、日本のデジタル化も UD を前提にすべきと言われていきます。これからの日本は高齢化がますます進んでいくのだからデジタル社会も UD を前提にしなくてはならないという声が上がってきているのです。ぜひ滋賀県でもデジタル化だけでなく、あらゆる政策で UD を前提にさせていただくように考えていただければと思います。

(専門分科会長)

「隗より始めよ」というこの分科会のキーワードになると思っていたのですが、県にとっては、あるいは市にとっては耳の痛い。これでお分かりのようにリハビリテーション法というのはそもそも 1977 年から施行していますけれども、現在まですでに 40 数年、アメリカより遅れている。そのためアクセシブルを前提にするというルールはいまだに我が国には法的な保証はない。その環境下で逆に非常に熱心な県の職員さんたちには根拠法のない中でよくやっていると思いますが、この際、この滋賀県がポイントになるならば先生方の説明された内容をどうこの改定版の中に反映するか議論しましょう。

今回の骨子素案の中には「隗より始めよ」という空気が今一つ見られない。書きぶりというのは色々あるかと思いますが現段階で書けるギリギリいっぱいまでなんとか入れませんか。議論ですね。

先ほどの説明に補足いたしますと、私が直接関係しているところで、1964 年に都市大量輸送法 (UMTA) が作られたのですが、最初に誰もが使えなければならないという条項が入って、それで先ほどからご案内の ADA の前身となるリハビリテーション法の中で、鉄道類で差別してはいけないという禁止条項になったのです。これがまちづくりに大きな役割を果たしました。それと同じような法律で連邦道路法という法律の中でも同様のことが 70 年代に作られた。それから考えると日本は 50 何年遅れているのです。遅れているといっても行政の皆さんうんざりした顔されますけど言わざるを得ない。国法が遅れているということをここで嘆いても仕方がないので、それはそれとしてせめて県でいっぱいアメリカのこの説明のあった内容にせまれるものをこの会議で入れたいものです。

(専門分科会長)

引き続き参考資料の説明を事務局お願いします。

<参考資料 3、4 について説明>

(専門分科会長)

それでは続きまして、エスコートゾーンについての追加資料についてご説明をお願いします。

(委員)

エスコートゾーンにつきましては、正直言うと見える方にはほとんど関係ないわけでご存じではない方もいらっしゃるのではないかとあって、本日資料を持ってきました。特に県の行政の方には知っておいていただきたいと思っております。

現在、エスコートゾーンについては警察庁の方で指針が出ているのですが、特に視覚障害者が多く利用する施設の周囲、例えば盲学校の周囲に整備をしてくださいというような指

針が出ております。

現在3つの会社でエスコートゾーンが作られています。アトミクスという会社と、その他にトウペやキクテックという3つの会社でだいたい工事されているようです。それで、実は最近視覚障害者の外出が一般的に言うガイドヘルパー、制度でいうと同行援護事業と言いますが、そのガイドヘルパーさんと歩くことが多くなりました。それで単独歩行する人がすごく減ってきています。視覚障害者の中でもエスコートゾーンについてはあまり知らないという方が増えてきている。ですが一人で歩く視覚障害者にとってはこの横断歩道にあるエスコートゾーンというのは非常に安全に歩ける、歩道における点字ブロックと同じような位置づけ、それよりも横断歩道の場合は安全性が確保できるのかもしれませんが。そういったものですので知っておいていただきたいと思い、資料を持ってまいりました。

(専門分科会長)

せっかくいただいた資料ですのでしっかりお読みいただきたいと思います。県の側で補足することはありますか。

(事務局)

エスコートゾーンについて道路整備課からの補足はございません。

(専門分科会長)

とても大事なことをおっしゃいました。エスコートゾーンは視覚障害者が横断歩道を単独歩行するためには絶対必要なものです。今のバリアフリー全体のバランスの中で車いすについてはかなり進んだ。一人で歩けないというのは基本的に視覚障害者の方々です。そんな状態のまま何十年と続いている。それを突破していくための大切な要件の一つが、交差点を渡れるということで、信号機は改善が進んでおります。けれどもエスコートゾーンは点字ブロックと同じ意味を持ちますから大変大事なものですがなかなか普及しないです。

それでちょっと道路課の方に申し上げておきますがちゃんと把握してください。基本構想を立てたところはたいがい委員と同じく、交差点を何とかしてほしいとあらゆるところで出ています。それでかなり多くの市町村の基本構想でエスコートゾーン入れるということが構想の中に入っています。ところがせっかく入っておりながら一つは費用がどうのと、車が通りますからはがれやすいと、改善のための議論をするのではなくて、できない理由を探している方が多かったです。最近はだんだん定着してきており、このはがれ問題も改善してきました。この件については県の道路課としても推進していくという政策を持ってほしい。ちょうどいい機会で補足をしておきます。

それからさきほど委員がおっしゃった学校周辺だけではなくて、主だった交差点は全部これを入れるという方向に向かいつつありますが、お聞きしたかったことは県の普及状況です。大阪府、兵庫県については大体把握しているのですが、滋賀県はあまり普及していな

いように思いますが、その点調べておいてください。

(事務局)

事務局から警察を含めて把握しているかの確認をします。エスコートゾーン彦根駅周辺にあるとかそういった情報はありますか。

(委員)

滋賀県の盲学校は南彦根駅から歩いて15分くらいのところにありますが、盲学校周辺は比較的敷設されております。彦根駅近くはあまり整備されていません。それからその他のまちで少しありますけど私は見ておりません。大津市内でもほとんど知りません。

(専門分科会長)

彦根周辺のいくつかの市の基本構想には入っていると思います。ただおっしゃるように基本構想策定当時は20年前ですから、障害者の学校施設以上に増やすという動きにはならなかったのが、これからの課題です。大変大切なことをおっしゃっていただきました。

(委員)

資料の1、5ページ、4の(7)視聴覚障害者という表現は誤解を生むのではないかと思います。「視覚障害者・聴覚障害者」という形にするか、「視覚障害者をはじめとする」のように書いたほうが良いと思う。視聴覚と書くと盲ろうと捉えられるのではないかと感じました。それを変えてほしい。

参考資料1について、委員にお聞きしたいのですが、508条項のところはこの方針は国連の障害者権利条約に引き継がれていますと書かれていますがアメリカは国連の障害者権利条約を批准したか教えていただきたいです。

(委員)

アメリカは差別禁止や情報のバリアフリーの義務付けといったことで、権利条約の大本になっているけれども、肝心のアメリカは障害者権利条約を批准しているのかというご質問ということですね。

アメリカでは今から5年ほど前に障害者権利条約を批准しようという動きはあったけれども議会で多数にならず、そのままになって、政権交代以降は全く批准の動きはなくなりました。アメリカの障害者の仲間は条約を批准させたいと思っていますけれども、アメリカの政府は国柄というべきか、一つは国連の動きにはあまり関心がないという傾向があり、もう一つはこの分野でいうと権利条約に書かれていることくらいはアメリカでやっている、だからわざわざ批准しなくてもいいという二つのことが背景にあって批准に至らない状況というところですね。

(委員)

次は参考資料3について、人権クイズの7、できれば別のマークを入れてほしいと思っております。「耳マーク」はどちらかというとな難聴のイメージが強いです。手話マーク、筆談マークというのが全日本ろうあ連盟でありますので一緒にのせてほしいと思います。

(専門分科会長)

補足ですが、視覚障害を記述するならば聴覚を入れるべきである。あるいは音声言語に加えて知的・精神・発達に分かるという点の配慮されていないのでやはり書くならば視覚障害だけではなくて、それも含めて入れたほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

(事務局)

人権クイズマークは人権施策推進課に伝えてまいりたい。

(委員)

何点かありますが、指針全体に言えることは言葉が難しいことです。例えば、8ページ、2基本姿勢の(2)の共創という言葉は「Co-creation」の和訳ではありますが、点字や音で聞いたら全く意味が分からないと思います。どういう風には書き込むかは簡単な言葉で伝えていくのが大きな問題であると思います。

続いて、第1分科会でも話されていると思いますが、心のバリアフリーと社会モデルの関係についてです。

社会モデルについては学術的には定義が3つくらいありますが、心のバリアフリーについては定義がないことは御存じでしょうか。実は1990年末くらいに教育分野とバリアフリー分野で使われ始めた言葉です。ただ、そうやって情緒的な言葉として、いわゆるオリパラ2020行動計画でようやく心のバリアフリーの学術的には近いであろう定義と言われます。しかし、それまでの約15年は定義なく使われてきたので、これは一部では法で規制するのではなくて心のバリアフリーによって日本の差別禁止を解消していくことがいいのではないかと言われてきた時期があって、そういう使われ方もした。ただ、オリパラ2020で社会モデルをすることが心のバリアフリーということで、国際的な定義があるものを引用することで言葉の定義を決着させてきたわけです。その背景を知っていないと心のバリアフリーという言葉と社会モデルという言葉が2つあるということ認識する必要があるのではないかと。

それと同時に社会モデルの実現について、いわゆる基本目標や社会情勢を踏まえて盛り込むなら例えば話題に上がっていなかった参考資料2についてですが、滋賀県では特別支援学校に行っている方が多いわけです。どのようにして、この人たちを削減していくか、周りは増えていくからほっといても中くらいでいいということではなくて、例えば東大阪市

では障害児も健常児も全員に地域の学校に通学している。そこから特別支援学校に行かれる方もおられますけどそういう具体的な政策が SDGs の誰一人取り残さない社会につながっていくのではないかと思います。そういうことを具体的に削減目標もこの基本目標として数値化していく必要があるのではないかと思います。

(専門分科会長)

今のご意見の一点目、とにかく分かりやすくということは第1分科会意見としても出た。お役人言葉で誰に向けての文章だということになる。それを考えると県民に向けて、あるいは県の事業者に向けて、となりますと県庁の職員向けとは違う言葉遣いが必要です。ただ完全にできるかというところも難しいところがあるので逃げる方法としては解説とか、注釈とか囲みとか、そういう一口メモみたいにしてなるべく県民が分かりやすく説明するようにということが必要です。そうしてください。皆さんの意見です。

共創は日本語としては定着していない。ただ行政上で入れる必要がある場合もあるので吟味しましょう。

あと、最も強調されたのは心のバリアフリーが誤解を招くことがあってはいけません。これはそもそも心のバリアフリーという言葉は障害者から出てきたものではなく、行政から出てきています。一番間違えやすいのはバリアフリーをまごころや思いやりでやるものだと、例えば県の駐車場のプラスワンの議論の時も思いやり駐車場、という言葉を他でも使っているので県でもやりましょうということになりました。その時共通して障害者の方は同情されて、思いやりでバリアフリーにしてもらうのはまっぴらだという方が多いです。その点はよく気をつけないと、おそらくこのままの組み立てでは、心のバリアフリーの扱いに不満ありというのが委員の意見であると思う。

3点目は難しいが重要です。あくまで社会モデルに立脚した目標を立てると。つまり基本目標や数値目標というのは行政的で仕方がないのですが、もし社会モデルという観点から組み立てていくと、かなり違ったものになるのではないかと、委員そういう趣旨ですか。

(委員)

社会モデルと SDGs のところで教育も大事だけど、養護学校みたいな議論になってはいけないわけで、そこを社会モデルとかインクルーシブデザインというところに立脚できるかというか。エクスクルーシブデザインになってはいけないという意味です。

(専門分科会長)

インクルーシブであるということきちんと組み立ててほしいということ、いわゆる特別化、特殊化してという方向性に行くようなことは避けてくださいということですね。補足をお願いします。

(委員)

まず、心のバリアフリーについては、確か2月の第1回目で、国の方ではUD2020で心のバリアフリーとバリアフリーのまちづくりと別れているけれども滋賀県の第1分科会で心のバリアフリーという名称は使わないということになった。国ではそうなっているが多義的であり、結局のところ、社会モデルを理解し、差別を解消していくことだということなのでわざわざ理解の幅や概念がぶれる心のバリアフリーというものを、分科会のテーマにしないで行こうという形で整理している経過があるので、わざわざもう一度心のバリアフリーというものを入れる必要があるのかというのは思うところです。

二つ目が、特に滋賀県でいうと共生社会条例がすでに施行されています。条例や法では障害の有無によって分け隔てられることのない社会、今までともすれば分けたいという手厚くしましょうというやり方だったと思うけれども、そうではなくてインクルーシブに、一緒に、そしてその中で必要な支援や合理的配慮をしていきましょうというのが今の共生社会の目指すところです。そういう意味では障害によって分け隔てられることのない社会、そういうあるべき社会像と、そのうえで質の高い教育、インクルーシブな教育が大切である。委員がおっしゃりたいことはもともとSDGsの方では包容性のある質の高い教育、質の高いインクルーシブ教育ということが背景にあってのことではないでしょうか。

(専門分科会長)

今のお話を本文にするか、解説集にするか。本文に今の文量はなかなか出しにくいので、用語解説のようにしてはどうか。

(事務局)

まず、言葉遣い分かりやすくしてまいりたい。

次に心のバリアフリーという言葉の改定の指針において使うかどうか。使わないのか。それとも丁寧な用語説明にするほうがいいのかご意見をいただきたいです。

(委員)

そもそも心のバリアフリーというのは現在の社会がいろんなバリアがある中で障害をお持ちの方からでたお話ではないと私も思っております。

逆に行政のほうで自分たちのいろんな施策を進めていく中で、バスのノンステップ・ワンステップのこともありますけれども、そういうものを取り除こうというところから、ハードだけではなくてソフト面も大事であるというところから、どちらかというところからでた言葉ではないかなと認識しております。

それよりもこの指針をまとめていくにあたっては心のバリアフリーというのは出さないほうがいいのかと思っております。あくまでも障害の社会モデル実現のためにどうしていくのかというように考えたほうがいいのかと思っております。

(専門分科会長)

使わないほうがいいというご意見です。先生いかがでしょうか。

(委員)

使わないほうがいい。理由として委員名簿、第1分科会のテーマが心のバリアフリーではなく、ユニバーサルデザインの理解促進である。それゆえ心のバリアフリーについて滋賀県で独自に議論したことはないのでわざわざ国が使っている用語なので気にされているのかと思いますけれどもわざわざ誤解を招くような表現は入れなくていいと思います。

(委員)

同じ意見です。

(専門分科会長)

参考までにこの言葉を内閣府と国土交通省は使っています。もっと言うと重点にしています。しかし、今のような意見が多いことを鑑みて、この3月に作った近畿地方のマスタープランでは、例えば奈良市のマスタープランでは心のバリアフリーの横に枠をとって解説しております。この言葉はまごころでバリアフリーをやるものではない。バリアフリーは権利だ。そこをどう保証していくかという権利保障の問題である。そういう解説をつけた扱いとし、人の善意や思いやりを強調した前のめりの表現はやめておきましょうか。

(事務局)

改定する指針の中では心のバリアフリーという言葉は様々な受け止め方があるということもありますし、使わない方向で整理してまいりたいと思います。ただ、コラムなどで心のバリアフリーを使わない、滋賀県の考え方、あえて使わないところの説明をするようにしてまいりたいと思います。

(専門分科会長)

心のバリアフリーは健常者の心の中にある差別の芽や自分の心にある障壁のことです。それを取り除かなければいけない。その意味は大切です。そういう運動であるから話は少しややこしいが、バリアフリーの根拠にはいけないということです。

(事務局)

その点は滋賀県の姿勢として使わない考え方で整理してまいります。

(委員)

意識を変えることはもちろん社会的障壁の除去に入っているので、そういう意味では滋

賀県はなぜ心のバリアフリーを使わないのかということの説明をしたら、これは差別解消法や基本法の中で社会的障壁の除去について、物理的な障壁や意識上、制度上の障壁、あるいは文化、情報の障壁、意識上の障壁といういろいろな側面での障壁を取り除くことを社会的除去と言っている。社会的障壁の除去に取り組むということを滋賀県としては重点を置きたいということ、そのことで心のバリアフリーという言葉を使わずに社会的障壁の除去の中には当然意識上の障壁も含まれるということを書けばいいのではないかと思った。

(専門分科会長)

特に反対がなければその方向で進めてください。

(委員)

一つは心のバリアフリーについて、もういらぬという意見がありましたが私も同感です。ただ、気になることがあります。心のバリアフリーというのは行政が言い出したということは少し違うのではないかなと思っています。なぜかというと私は長年障害者運動をずっと続けております。行政に対して障害者問題を解決するときに心を解決しなければならぬと意見を持っている団体・運動と、心の問題よりも設備や制度をまず解決してその広がりから意識を変えていくという意見を持った団体・運動の二つの歴史があったようです。それらを選ばざるを得ないという状態が昔はあったため、行政が勝手に言い出した話ではないかなと思っています。改めて勉強が必要だなと思っています。

二つ目はインクルーシブについて、少し整理してほしいと思っています。インクルーシブ社会とインクルーシブ教育、二つ考え方があるのかなと思いますが、聞こえない者の立場としてはインクルーシブ社会については大賛成です。インクルーシブ教育というのは賛成でもなく、反対でもなくという立場です。聞こえない人が、聞こえる人の集団の中に教育を受けている方が聴覚障害というアイデンティティを持っていない方が多くいることで、とても気になります。聴覚障害者には手話を学んで獲得していくための「聞こえない集団」というコミュニティが必要です。そのコミュニティの中で手話を獲得し、身につけるという過程で自分はろう者だというアイデンティティを確立して社会に出て、インクルーシブ社会の中でみんなと一緒に暮らしていくということが大切だという考えを持っています。その辺りを整理していただきたいと思います。

(専門分科会長)

今のご意見について補足いたします。勝手に行政から心のバリアフリーという言葉が出たということをお願いではなく、おっしゃるように障害当事者からの様々な要求や社会変革運動が公共の方に伝わっていく中で今度は公共として、つまり健常者としてどうしなければいけないかということから出てきた。調べてみたのですが障害者から心のバリア

フリーが大切という言葉が出たということは見当たらない。ただし突然健常者から出てきたのではなく、おっしゃる通りこれまでの運動の成果だと思いますが、その成果は少なくとも障害者が望む形での表現法ではないのではないかと思います。

これは委員がおっしゃったことで、心の中にある障壁を取り除いて、しっかりと私たちに向かってくださいという障害者運動の方々に対して、そういう意味では反映した言葉である。先ほども言いましたように丸々それは変な言葉で、根拠のない言葉であるという風に言っているのではないが、よろしいでしょうか。

(委員)

障害当事者の団体で、障害者問題を解決するためにはまず心のことを解決しなければならないという意見が強かった時代がありました。心のバリアフリーという言葉は使っていないと思いますが、心が先だという団体がまずありました。逆に私たちは制度設備などの具体的課題を解決しながら意識を変えていくというという考えがありました。考え方の違いがあったという歴史があります。

(専門分科会長)

今大事なことをおっしゃいました。障害者自身の心にある障壁を、障害者自身が突破していかないとユニバーサルな社会は作れないだという流れもありますから、そのことは今まで議論していないし、それはこの行動指針に乗せるのか微妙なところがありますので議論していきましょう。

(委員)

障害者権利条約第 24 条一般的意見の 4 を読み直す必要がある。特に権利条約の 24 条、教育に関して、私自身は養護学校の先生を志していた時代があって障害者教育は養護学校でしか行えないのではないかと、委員の意見に似ているけれども、それは違うのではないかと思う。やはりインクルーシブという考え方からすれば例えば女子教育がいいから女学校がいい、女子は女子教育が必要だから女学校が必要だ、ないしは古い言葉で女学校、男子は男子教育だといっていた時代があったと思います。でも今では男子校はほとんどなくなっているし、女子高もなくなっている。ともに学ぶことでもっと違うものが生み出せるということの証左だと思います。ナショナルスクールでも同じように、他の分野も含めてインクルーシブ教育ということを考えていく必要があると思います。

(委員)

少し今のお考えとは異なる意見を持っています。障害者権利条約 24 条は、教育に関する条項です。基本は障害のあるものもないものとともに学ぶというインクルーシブが基本、原則インクルーシブ教育です。ただ、第 24 条第 3 項(b)については、手話の習得およびろう社会の言語的なアイデンティティを容易に、促進するための教育はこれを別途必要である

というふうに言っている。それでその時に女学校のようなものがずっと続くかどうかは別にしてやはり言語集団は言語集団としての確保は必要というのが権利条約の解釈です。

何を申し上げたいかというインクルーシブ教育が基本のうえであろう教育、そしてそのアイデンティティ確保のためのろう集団というのが権利条約でいっていることです。ぜひそういう意味では心のバリアフリーではなくて社会的障壁の除去のコラムのような形でここで言っているインクルーシブな教育というのは権利条約でいっているこういうことですよといった解説のようなものがあつたらいいと思いました。委員がご懸念されているのはむしろ権利条約が言っているインクルーシブ教育と矛盾するものではないので、インクルーシブ教育の上でそういった手話を言語とした教育は別途確立していきましょうという。そういう理解でのインクルーシブ教育だと思います。

(専門分科会長)

この議論はここまでにしましょう。

(委員)

別の議題で失礼します。まず資料Ⅰに関してです。はっきり申し上げて、以前の指針はかなりよくできていたという印象です。今回の骨子素案の「はじめに」の「ユニバーサルデザインとは」という部分は残念です。「すべての人のためのデザイン」を指すという定義は、20年ほど前のユニバーサルデザインの議論の中で非常に紛糾した経緯があるのです。すべての人が使えるというデザインはありえない、不可能だという理由で批判された時代がありました。もちろん、米国発のユニバーサルデザインは、EUではデザインフォーオール(Design for All)という概念ですので、私たちとしてもすべての人のためのデザインだと主張したのですが、当時の日本では受け入れられなかった。そのため、UDを「できるだけ多くの人々が使えるデザイン」という定義にして推進したのです。だから今回、この定義で始まるのは理想としてはわかるのですが、現実的にはちょっと残念です。むしろ現行指針のほうが、現実を踏まえてよくできているといえます。

次に、「障害の有無にかかわらず」という言葉もできれば「能力によらず」にしていたきたいです。ユニバーサルデザインの定義に障害の有無を入れないようにとこの20年ほど各県庁に働きかけてきました。現行の指針には障害や病気の有無などにかかわらずというレベルにして、より広く病気も入っています。だから今の骨子素案の中でこんな風な言い方になっているのが少し残念です。

それとユニバーサルデザインというのは、デザインの結果だけではなく、そのプロセスであるというのが定説です。今回の指針でも、取組の過程は大事とは言っていますが、デザインされた結果だけではなく、それを市民、行政、企業などが共に考え、スパイラルアップしていくデザインのプロセスそのものがユニバーサルデザインであるという、定義がなされてきたはずですが。なぜ今回、このような20年前の定義に戻ってしまったのか、全く分かり

ません。

それと7原則も同じです。ロナルド・メイスがこの7原則を作った時代は1990年頃であり、基本的に彼が建築学の専門家として作ったものなので、この7つは主に建築についての原則です。他の自治体でもUD指針の中でこれは今では参考として入れることが多いです。7原則自体には、例えば今の使いにくい行政サービスをUDにするにはどうするかという概念は入ってこない。他府県ではこれまでそのように参考として扱って来たのに、今回滋賀では冒頭に入っているのが悩みます。バリアフリーとの違いの説明も前の指針のほうがよくできている気がします。これも前に戻したほうがいいのではないかと思います。

二つ目は、骨子素案の後半の方です。指標を作りましょうという取り組みは大変すばらしいと思います。しかし例えば11ページ、方向性と取組というところで目標指標の例があります。ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合を指標としていますが、これはやめてください。あまり意味がありません。県民はユニバーサルデザインなんて言葉は知らなくたっていい。使えればいいのです。赤ちゃんは知らなくてもお父さんお母さんが安心してベビーカーを動かせればいいのですから。その子たちがユニバーサルデザインという言葉を理解していようがまいが、子どもが安全に幸せに暮らせる街であればそこはユニバーサルデザインなのです。そう考えたらこの県民の認知の割合で測ろうというのは意味がなく、他の県でもやめようとしています。今更これが出てくると先祖返りしたみたいで。滋賀県のガイドラインは古いよねと他の自治体から言われそうなので、やめたほうがいいと思います。

むしろ、例えば「隗より始めよ」で、県庁の中で育児休暇・休職を取った男性職員の割合や、低床バスの購入比率や、視覚障害の人が線路に落ちないようにするセーフガードの導入率（東急は100%になった）など、そういった指標でもっと表に出やすいものがいっぱいあると思います。県民全員が幸福という言葉を知っていても幸福であるとは限らないように、全員がUDという言葉を知っていても滋賀県全体がUDを実現しているとはいえないはずで。周知の割合を指標にするのは再検討してください。

最後に推進しましょうという部分でこれまでのガイドラインではわりとナラティブに書いていただいていたのが、今回は箇条書きになっています。政策側としては分かりやすいともいえますが、県民にとって分かりやすいのかというのは微妙な気がします。

また、これは全体にかかわるトーンなのですが、ユニバーサルデザインは「前提」として進めていただきたいのです。「配慮」ではないのです。ユニバーサルデザイン化という言葉で頑張るとか推進すると書いてありますが、そうではなくて基本は前提とすることです。県庁がさまざまな施策を進めるときには、その基礎にユニバーサルデザインを前提にするという、熊本県や佐賀県では2002年や2004年に県の方針として定められてきたことなので、今回、前提という言葉が入っていないのは、とても残念です。

それから5ページです。主な課題として、ユニバーサルデザインの取組がまだ道半ばで社会には依然様々なバリアがあると書いてあります。これは事実ではありますが、ここでガイドラインに書くことなののでしょうか。県庁がこれまでUDの県を目指して仕事をしてこなかったということの表れでしかない気がします。これは例えば指針の最後に、まだここはやっていないけど、これからこうしますと書くなりいと思いますが。UDを進める背景の次にこの課題という流れには、ものすごい違和感がありました。県庁自身が、子育て世代や高齢者などUDを必要とする県民のために働いてこなかったということ、ここでわざわざ出さなくてもいいのではないのでしょうか。

(専門分科会長)

今の発言について、事務局どうぞ。先生協力してあげてください。

(事務局)

理解しました。

(委員)

先ほど先生がおっしゃった5ページの課題について違和感を持ちました。これを読んでどういう解決策があるの、という視点で読み進めても見直しの方向性と関連していない。主な課題と見直しの方向とは関連しないのかなと疑問に思いました。

5ページ(5)新設ユニバーサルデザインは進む一方、既存施設での対応が課題とありますが、今ホテル・駅などのバリアフリー調査を行っている中で施設整備は活かされてて、新しいホテルはユニバーサルデザインの部屋もあるし、多機能トイレもある。ただやはり既存の施設はなかなか改築してもらうにはそのホテルのいろんなお考えがあるのでなかなか難しいので、課題として終わっていいのかなと思いました。

(委員)

私どもは旅館をしておりますので、設備やハード面のこと、思いはあるけど最初の設計の段階でそもそも設計士さんなりが国のルールが最初にあって、そこからスタートすればなんら問題はないのですけれども、全くそういうことがなく、予算と工期とあと、利益になるかという観点から作っているケースがほとんど100%です。それを今からかえるとなるとその資金はどこから出てくるのかという話になって難しいですけれども取り組まないといけないかなと課題認識を今改めて持っております。

経営者的な視点から見ると、世の中すべてほとんどが採算であると、事業ベースに乗るかどうかが、予算に合うかどうか、そういうことでの世の中の流れがほとんどで、私は今回けがをただけでお恥ずかしい話なんですけれども、見た目に分からないですし、でも歩くのが困難ですし、でもそれをその立場になって初めて気づくことがあります。だから障害があると

かないとかそういうことではなくて、一人一人が困っている、困りごとをどう解決するかではなくて、それぞれのスピード感とか、それぞれのやり方とかの中で困ったことをどう支える仕組みを作るかとか、そういうシンプルなことだろうと思います。

例えば今回怪我をして動けなくて、一人暮らしをしていますのでたまたま家族が近くにいるから、買い物はしてもらっていました。けれど、そのギブスをはめて全く動けない時に、マンションで火災訓練があったときのことで。管理人さんに欠席しますとだけ伝えて、訓練でサイレンが鳴ってエレベーターが使えなくて階段で逃げてくださいとアナウンスがあったときにこれが本当の災害だったら私は階段で降りられないのでこのまま死ぬのか、そういうことが世の中にはたくさんあるのだろうなと感じました。

それをそれぞれがどういう理解をしあえるかということなので、それが心のバリアフリーということになるのかどうか分からないですけれど、もう少し予算、採算、納期とかそういうことではなく、いわゆる社会の流れがソーシャルディスタンスとかのように少しずつ進むのかなと。

午前中に 2025 年の大阪万博の委員会がありまして、その委員会に行ってきたのですが UD の話は全く出ませんでした。とにかくどう間に合わせるかだったので、UD のことを言っておきました。しかし事務局からは時間も予算もないので今あるものを使わないと言われました。確かにそうだけ大きなことをきっかけとして何かルール作りが新しくなって、今日もたくさんの課の皆さんが来てくださってすごく頼もしいなと思いますので本当に一緒に作り上げればいいのかなど。すぐにできることではなくても 5 年 10 年経った時に滋賀県こんないいルールがあってよかったねと思えるのかな。

(専門分科会長)

とても説得力のあるお話でした。抽象的な言葉をちりばめるだけではなくて、日常生活の中で県民の皆さんが実行できる身近なところを、最終的には問題解決していく仕組み全体の構築することの実感が分かるような表現を入れるべきだと。そういうお話だったと思います。とても重要なことなのでそれも含めて、もっと議論しましょう。

(事務局)

皆さんからの議論はしっかり受け止めたいと思いますし、改めて次回の委員会それまで書面なりでご意見いただけるように勧めたい。

(専門分科会長)

骨子素案は関根先生おっしゃった通りで 30 年くらい前の文章です。2 ページの 7 原則は冒頭に記載する時代はもう終わっています。そういう意味では、結局建築分野のかつてのユニバーサルデザインの定義をユニバーサルデザイン社会づくりにそのままダイレクトに出すとそういう問題が起こるので、出し方を考えましょう。それから今どき建築とその他道路

や福祉もあるし、それらを部局別にとらえていかないと理解できないような書き方はよくないです。何かといいますと設計するときに、いくつかのポイントがあります。

滋賀県が作った、滋賀らしいものがないといけないと思います。その例でいくと設計する人は、環境は環境、バリアフリーはバリアフリーみたいな時代は終わった。設計すべてについて7原則は当然としながらも例えば滋賀の環境性はユニバーサルデザインの中で大事ですし、近年は持続性も大事にしている、だれ一人取り残さないという標語に示される今の時代、「みんなは」というだけでは表しきれない、ものすごく分断されている社会をなんとかしなければいけない。というその考え方を入れるべきだとか。既成の枠組みにとらわれずに、縦割りを打破しようと、今のユニバーサルの中にはこの概念なしには、ユニバーサルデザインは進まない。ですからその概念なんかもしっかり入れていきましょう。

それから災害やサービス、これらが近年特に浮き彫りになってきています。サービスの概念は抜けがちですし、災害も考えた持続性というのはSDGsの中にしっかり入っているので、そこらも入れていきましょう。

もう一つ足りないのは知的・精神・発達をはじめ見えない障害の方々、こういった方々へ配慮していくとことが現在の最大課題なのに全く弱い。というのが印象です。

(委員)

繰り返しになりますが、先生がおっしゃられた中で私も心が痛いなと思ったのがどうしても私も長年行政に関わっておりまして、どうしても行政に関わると、例えば目標指標のところ、先生もっと具体的にとおっしゃいましたが、これはやはり意味がない。今となってはこの表現は意味がないなと感じました。

(専門分科会長)

ユニバーサルデザインという言葉、大変大事な話でありますので検討しましょう。

(事務局)

たくさんの宿題をいただきましたのでしっかり整理してまいります。私たちが作成するとどうしても分かりにくい表現になってしまうので皆様からぜひいろんな意見をお聞かせいただきたいです。

(委員)

1点情報提供です。「やさしい日本語」に変換してくれるWebサービスがあります。一度使ってみて頂ければと思います。

(事務局)

本日はこれを持ちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。